

	令和6年7月25日(木) 午後2時～午後4時00分
場所	丹波市役所本庁第2庁舎 2階ホール
参加者	馬場会長、細見副会長、小平委員、福井委員、久下委員、小椎尾委員、足立委員、平田委員、上田委員、谷委員、土田委員、上月委員、吉見委員 計13名出席 (欠席：八木委員、田村委員)
会議内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委嘱書の交付 3. あいさつ 4. 委員紹介 5. 会長・副会長の選出について 6. 報告事項 介護サービス事業所の更新申請について 7. 協議事項 (1) 丹波市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の総括について (2) 地域包括支援センターについて (3) 指定居宅介護支援事業所が市長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の手続きについて 8. その他 令和6年度 第2回運営協議会開催について 9. 閉会

1. 開会

【事務局】

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

開会に先立ちしまして、事務連絡をさせていただきます。本日の会議録調製のため、録音をさせていただきますので、ご了承ください。また、ご発言される場合は、お名前をおっしゃってからご発言くださいますようお願いいたします。

なお、本協議会につきましては、会議録をホームページで公開をさせていただきますので、併せてご了承をお願いします。

次に、欠席のご連絡をいただいております委員になります。保健医療関係者で、丹波市歯科医師会所属の「八木委員」と、被保険者代表で、丹波市ボランティア協会の「田村委員」につきましては、事前に欠席の連絡をいただいております。

ただ今から、「第1回丹波市介護保険事業運営協議会」を開催いたします。

介護保険事業運営協議会の設置・目的について少し説明をさせていただきます。この協議会は、丹波市における介護保険事業の円滑な運営を図るため、設置することが丹波市介護保険条例で定められており、その所掌事務として、介護保険事業計画の円滑な推進に関すること、介護保険事業の実施に関すること、介護保険事業・老人保健福祉計画の策定に関すること、地域包括支援センターの運営に関するこ

と、地域密着型サービス事業所の指定に関する事、など、「丹波市介護保険事業運営協議会規則」において定められております。

今後、これらの内容につきまして、委員の皆様にご協議をいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

2. 委嘱書の交付

【事務局】

次に委嘱書の交付に移ります。

介護保険事業運営協議会委員の任期満了に伴いまして、本日より令和8年5月31日までの間の委員を委嘱させていただきます。

健康福祉部福祉担当部長から委嘱書を交付させていただきます。恐れ入りますが、代表で兵庫県丹波県民局丹波健康福祉事務所長の小平様に交付をさせていただきます。

(委嘱書交付)

他の委員の皆様には、机上に交付させていただいておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

委員のみなさま、令和8年5月31日までの約2年間、よろしくお願いいたします。

3. あいさつ

【事務局】

続きまして、健康福祉部福祉担当部長からご挨拶を申し上げます

(部長挨拶)

4. 委員紹介

【事務局】

次に委員の皆様のご紹介に入ります。お手元にお配りしております委員名簿の順に自己紹介をお願いいたします。

(委員自己紹介)

続きまして、本日出席しております職員のご紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

本日は委員15名のうち13名のご出席でございます。丹波市介護保険事業運営協議会規則第5条第2項の規定にあります「委員の2分の1以上の出席」をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

5. 会長・副会長の選出について

【事務局】

次に、会長・副会長の選出に移ります。

介護保険事業運営協議会規則第4条の規定にありますように、運営協議会には会長及び副会長を置くこととなっており、委員の互選により選出することとなっております。

会長、副会長の選出をお願いしたいと思いますが、どのような方法で選出させていただければよろしいでしょうか。

特にご意見がありませんので、事務局より推薦させていただいてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、会長に馬場委員、副会長に細見委員を推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、会長に馬場委員、副会長を細見委員をお願いしたいと思います。会長、副会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

（会長、副会長挨拶）

それでは、以後の議事の進行につきまして、会長にお世話になりたいと思います。馬場会長、よろしくお願いいたします。

6. 報告事項

介護保険サービス事業所の更新申請について

【会長】

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

介護保険サービス事業所の更新申請について説明

【会長】

ありがとうございました。ここままで、何か質問はありますか。

（特になし）

7. 協議事項

（1）丹波市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の総括について

【会長】

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

丹波市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の総括について説明

【会長】

ありがとうございました。では、なにかご意見、質問はありますか。

【委員】

質問と確認になります。

まず、給付費の増減になりますが、説明にもありましたように、コロナ禍であり給付費も下がっている。伸び率についても、令和3年度から令和4年度にかけて下がり、令和5年度で増加に転じているということですが、令和6年度については、介護給付費、予防給付費の増減量や比較は年度での比較になりますか。それとも毎月ベースで、例えば3ヶ月毎や四半期くらいで前年度と比較して、給付費が増加してきているなど、そういったデータはやっぱり年度毎でないと分からないのか、若しくは毎月分かっている、今は増加傾向にあるなどの判断ができるものなのかお聞きします。

次に、市内のケアマネジャーへの聞き取りについて、私も覚えていますが、この時はコロナ禍でありどのような現状なのか、といった聞き取りであったと思います。

ケアマネジャーは地域の実情や情報はかなり持たれております。コロナ禍であったからこのような取り組みをされたと思いますが、今後も、毎年といえば大変ですが、直接情報共有とか、聞き取りといったやりとりを行って情報を収集するといったこと、すごく良い取り組みと思いますので、このように情報収集を行って頂けたらと思います。そうすることによって見えてくる課題もあるではないかと思います。

最後です。比較増減の居宅介護支援についてです。他の介護サービスは減少したり増加したりと波がありますが、居宅介護支援だけは微量ですがコンスタントに減少している。このことが答えられるか分かりませんが、単純にコロナ禍の影響で減少しているのか、利用控えが影響したのか、若しくは人手不足ですね。この事は介護サービス事業所だけでなく、ケアマネジャーも単純に人手不足になっており、その事が影響しているのか。もう一つは人口減少から、このような減少となっているのか、市としてどのように見立てておられるのかお聞きします。居宅介護支援だけコンスタントに減少している、令和6年度も減少する見込みなのか聞いてみたくなりました。

【事務局】

まず、1点目の給付費の増減についてですが、比較については年度単位となります。ただ、国保連合会より毎月実績データの提供がありますので、月毎でも前年度の対比することも可能です。そういった事も含めて、今後分析を行っていく必要はあると考えております。

2点目、ケアマネジャーへの聞き取りについてです。まず昨年度に聞き取りを実施した経緯ですが、今まで介護給付費はずっと増加していました。しかし、コロナ禍で介護保険制度発足以来、初めて減少となり一番利用者に近い立場であるケアマネジャーへ意見や感じている感覚を聞きたいという意味で市内事業所を回らせていただきました。

実際に聞き取りを行った結果、利用者に寄り添った貴重な意見が多く聞けました。事務局としても、聞き取りを実施したことは良い機会であったと考えており、今後も年1回程度実施できればと考えております。

3点目、居宅介護支援の給付費についてですが、コロナ禍においてはケアマネジャーの業務内のモニタリングについては通信機器で行っても良いなどの特例措置がありました。そういった特例措置が設けられているにも関わらず給付費が減少しているという事なので、今後の分析が必要と考えています。要因として、利用者の数に対してケアマネジャーの数が足りていない事も十分考えられますので、人材確保の観点からも今後の分析は必要と考えております。

【会長】

他に意見等ある委員はおられますでしょうか。
では、次の協議に進めさせていただきます。

(2) 地域包括支援センターについて

【会長】

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

地域包括支援センターについて説明

【会長】

ありがとうございました。では、なにかご意見、質問はありますか。

【委員】

家族介護継続支援事業についてお話をさせていただきたいと思います。説明にもありましたが、内容も検討したいということでしたので、大変有難く思っております。

令和4年度の介護保険事業運営協議会でも話をさせてもらったのですが、当時、丹波市に隣接する西脇市、朝来市、丹波篠山市、多可町、福知山市で似た制度について調べました。西脇市、多可町、福知山市は同様の制度があり、朝来市、丹波篠山市はない。福知山市は介護サービスを利用していても家族に半年につき3万円支給される制度となっている。説明にもありましたように、是非、検討させていただきたいと思います。

もう1点、市民への周知についてですが、ほとんどの方がご存じない。過去に調べたのですが、ケアマネジャー同士で話した事もない、民生児童委員も知らない、地域住民の方も知らない。制度について伝えていただかないと分からないので、せめて広報には掲載させていただきたいと思います。

【事務局】

家族介護継続支援事業について、サービス利用者を対象とするかは今後研究させていただきたいと思います。また、周知不足とのご指摘については、丹波市の制度ではケアマネジャーはサービスを利用する側の方になりますので、対象から外れてくると思います。しかし、民生児童委員については、自宅で介護を頑張っておられるなどの情報を持っておられるかも知れません。民生児童委員には知っておいて欲しい制度ですので、周知を行っていきたいと思います。

【委員】

介護サービスを使われている方であっても、家族に対しての支援を行っていただけたらと思います。財源も関係してくると思いますが、是非検討させていただきたい。

【事務局】

これまでの会議の中でも、ご発言いただいたということで、経過としては把握をさせていただいております。

この事業につきましても、該当になられる方には要件があります。非課税世帯であり、期間は1年間というものなので、例えば期間中に入院される場合であるとか、一時的でも介護サービスを利用された場合は対象とならなくなる。全体の中で、どれだけの方が対象となるのかという数値をおさえたうえで事業を進めていきたいと思います。

また、全ての方に同様のサービスを利用されていても給付はできないかという意見ですが、例えば要介護4、5の方の人数と金額を比較した時に制度として確立できるかという以前に、どの程度の方が該当になられて、どのような状況で、対象となるかというところを押さえながら考えていきたいと思っております。

もう一点の周知については、介護保険には多くの制度があります。地域支援事業も含めまして、いろいろな事業に取り組んでおります。そういった中で、全てをご覧いただくために広報で周知を行いたいという思いはありますが、なかなか周知が行き渡らない状況です。市ではQRコードを利用して行政サービスを閲覧できることも出来ますので、そういったシステムを活用し周知できるように、また、個別の事業については、民生児童委員様などを通じて、事業の周知を行っていきたいと思います。

【会長】

他に意見等ある委員はおられますでしょうか。

【委員】

丹波市内には、養護老人ホームが3施設ありました。しかし、この前、1施設が事業を廃止されたことはご存知だと思います。ただ、現在丹波市内には2施設運営している。養護老人ホームというのは、自宅において環境上及び経済的な理由により、日常生活を営むのに支障がある高齢者というような方が対象となりますので、この事業は存続していかなければならないと思います。

以前から、この話をずっと行っているなかで契約入所という話もいただいております。そのような形で事業を進めているところではありますが、それだけでは事業を運営していくのは難しいのが現状です。

養護老人ホームの存続という点からも措置というものについては措置入所、また、1施設減となりましたので、分散という言い方はおかしいですが、なんとか2施設で受入れしていかなければならない。そういったことも踏まえて事業の検討をお願いしたい。

それと、介護に限らず高齢者施設では、コロナウイルスによるクラスターがかなり起こっています。当施設でも例外ではなく大変な思いをしております。その分も併せましても、コロナウイルス感染症の支援についても介護保険事業のなかで何か検討をお願いしたいと思います。

【事務局】

養護老人ホームにつきまして、措置による入所となりますので、入所判定委員会で判断しておりますが、入所者が少ないので増やすということは出来ません。

丹波市では、1施設減の2施設となりましたが、施設がない市はたくさんあり、丹波市は恵まれている方と思っております。特に高齢者虐待等で分離が必要な時には、夜間であっても受け入れをいただき助かっており、そのまま措置入所に繋がる時もあります。このような事を他市と情報交換する際には、なかなか養護に高齢者対応で措置することが無いような事を聞いておりますので、他市とも情報共有しながら支援が継続出来ればと思っております。

2点目のコロナウイルス感染症の件ですが、実際に市内の事業所からも感染者が発生しているという報告は受けております。それぞれの事業所で苦慮されている中で、対応していただいていることは把握しております。

コロナウイルス感染症の感染者のピーク時には、いろいろな支援策を行ってきました。また、最近では、原油高騰対策として補助金もありました。現在、感染拡大している状況ですので、何か市として出来る対策など出来る範囲で取り組めることは考えさせていただきたいと思います。

【会長】

ありがとうございます。他に意見等ある委員はおられますでしょうか。

【委員】

緊急通報システム体制運営事業のところでは、民生委員をしています。救急車をよく呼ばないといけなと言われる方がおられたので、安心カードを渡しにきました。記入をお願いしたところ、緊

急連絡先に3人指定しないといけないのかと言われました。必要性の理由は説明しましたが、3人となるとハードルが高いかと思います。

【事務局】

緊急連絡先の3人は多いのではないかという話は聞かせてもらっています。他市の状況も見ながら検討はしたいと思います。ただ、運用上3人はおられないと安否の確認が難しいかなとも考えております。また、緊急連絡先になってもらうよう頼まないといけないが、頼みにくいという意見でしたが、そういったところは生活支援体制整備事業等で見守りも含め地域づくりの視点で、良い関係性が築けるよう事業を進めていきたいと思っています。

また他市では、この事業にガス会社や警備会社などの民間事業者が直接入るといったケースもあります。その場合は費用がかかることになり、どちらのケースが良いのかということになりますので、様々な視点で検討していきたいと考えています。

【会長】

他に意見等ある委員はおられますでしょうか。

では、次の協議に進めさせていただきます。

(3) 指定居宅介護支援事業所が市長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の手続きについて

【会長】

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

指定居宅介護支援事業所が市長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の手続きについて説明

【会長】

では、なにかご意見、質問はありますか。

【委員】

法改正により、居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けることが出来るということで、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントが変わる度に、担当ケアマネジャーもその都度変わってしまうケースがあるため、3者契約を行うという説明と思います。

3者契約ということですが、契約書は包括または市から示していただけるのか、また、契約のタイミングは担当ケアマネジャーが変わる時点なのか、それとも、予め予想される場合は前もって契約しておくのか、教えていただきたい。

【事務局】

想定しているのは1つの契約書に、利用者、包括支援センター、居宅介護支援事業所の3者の署名をする形を想定しており、契約書については市の方から雛形を提示させていただき、市内3圏域統一した契約書を想定しています。

契約を行うタイミングについては、契約の最初の段階で3者契約を締結することを想定しています。3者契約になる場合は、利用者の方への丁寧な説明を行う必要があると考えています。

【委員】

要支援認定を受けられて、介護予防支援のケアマネジメントの依頼があった時点で、3者契約を締結するイメージですか。

【事務局】

現時点では、その様に考えています。しかし、運用しながら不都合な事などがあれば運用を見直すことも考えています。

【会長】

他に意見はありますか。

【委員】

契約の締結のやり直しが不要になるのは有難いのですが、居宅介護支援事業所への周知は行われますか。それと、現状でこのようなケースが進んでいますか。

【事務局】

予防ケアプランですが事業所指定も関係しますので、説明した内容で進めていくイメージを持っております。

3者契約の締結を行うタイミングはいつがベストなのか、また、1対1で契約出来るところを敢えて3者契約することで手間が増えるのではないかとといった事も懸念されますが、現時点ではこの運用を行うのがベストではないかと考えています。加えて事務的なところは協議を進めていきたいと思っております。

今回提案させていただいているのは、3者契約の形をとらなければどうするのかということになりますので、3者契約を行うことを前提に、ご意見があったような課題もありますので、様式や中身も含めて、事務局より案を示させていただき、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターと協議を行いながら運用方法を決めさせていただきたいと思っております。その段階で周知も行っていきたいと思っております。

【会長】

他に意見はありますか。

【委員】

今までは、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターでしか出来なかった。今後は、指定された居宅介護支援事業でも可能となるという説明でしたが、現在利用中の方は、担当が地域包括支援センターとなると思っております。その方たちは、地域包括支援センターが利用できなくなるのか、それとも継続して利用できるのかどちらでしょうか。

【事務局】

現時点で、指定を受けている居宅介護支援事業所はありませんので、地域包括支援センターの継続利用となっています。

【委員】

将来新しく介護予防支援を受けられる方は、地域包括支援センターの利用は出来ないということでしょうか。

【事務局】

介護予防支援を希望される方は、指定を受けた居宅介護支援事業所か地域包括支援センターのどちらかを選択してもらうことになります。

【会長】

他に意見はありますか。

以上で、本日の協議内容は終了しました。多くの貴重なご意見を頂き有難うございました。事務局は頂いた意見を基にしっかり協議し事業を進めてください。

次に、今後の開催について説明をお願いします。

8. その他

令和6年度 第2回運営協議会開催について

【会長】

令和6年度第2回運営協議会について事務局からお願いします。

【事務局】

次回、令和6年度第2回運営協議会を令和6年11月28日木曜日、午後2時から開催予定としております。会場は丹波市役所本庁第2庁舎2階ホールです。

9. 閉会

【会長】

では、これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。